

- 申請者
- ① 『無人航空機操縦者技能証明における身体検査等実施要領』の「別添5：無人航空機操縦者身体適性検査証明書（航空法施行規則第29号の12様式）」の申請者欄の記入
 - ② 『無人航空機操縦者技能証明における身体検査等実施要領』の「別添8：無人航空機操縦者身体適性検査証明書別紙（A3サイズ）」の申請者欄（A3左側ページ）の記入
 - ③ 『無人航空機操縦者身体検査証明書等自己申告確認要領』の「別添2：自己申告確認書及びチェックリスト」に申請者が既往歴等の自己申告を記入
 - ④ 身体適性検査（一等25kg以上）を実施可能な医療機関又は登録更新講習機関に身体適性検査の申し込み
 - ⑤ 申請者は①から③までの記入済みのものを持参して医療機関又は登録更新講習機関で身体適性検査を受検

（注）運動器系に関して、無人航空機の操縦に支障を来すおそれのある運動器（骨、関節、筋肉又は腱）の奇形、変形若しくは欠損又は機能障害がある場合には、義手等の補助具を使用し、通常の無人航空機の操縦に支障がないことを登録更新講習機関の講習を受講すること等によって事前にご確認ください。

医師、医療機関又は登録更新講習機関

- ⑥ 『無人航空機操縦者技能証明における身体検査等実施要領』の「別添5：無人航空機操縦者身体適性検査証明書（航空法施行規則第29号の12様式）」及び「別添8：無人航空機操縦者身体適性検査証明書別紙（A3サイズ）」の医師、医療機関又は登録更新講習機関欄（A3右側ページ）の記入
※ 『無人航空機操縦者身体検査証明書等自己申告確認要領』の「別添2：自己申告確認書及びチェックリスト」は医師、医療機関又は登録更新講習機関で保管

- 申請者
- ⑦ DIPS2.0の更新申請に医師、医療機関又は登録更新講習機関が記入済みの別添5及び別添8を添付

- 航空局
- ⑧ 別添5及び別添8を確認し、適合と確認できた場合は有効期限を更新した技能証明書を交付